

第 2 6 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 7 年 8 月 2 0 日（水） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第26回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年8月20日（水）午後3時00分～3時20分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員（10人）・出席推進委員（7人）

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美
9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之
高寺地区 藤川 将仁	
- 4 欠席委員・推進委員（0人）
- 5 遅刻委員（0人）
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 報告第26号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について
 - 第4 議案第87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第88号 現況確認証明について
議案第89号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について
- 7 農業委員会事務局職員
事務局次長 佐藤 良二郎 農地管理係長 荒井 貴史
係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。 それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。 只今の出席委員は10名です。定足数に達しております。 また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。それでは、第26回農業委員会総会を開会いたします。 まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。
事務局	まず、議案第83号の農地法第3条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第84号の農地法第5条の1号案件は、県に進達し、8月1日付で許可され、申請者に対し許可書を交付済みです。 2号案件の駐車場用地への転用については、申請者に対し許可書を交付済みです。 次に議案第85号の現況確認証明については、申請者に対し、非農地である旨の証明書を交付済みです。 次に議案第86号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）の所有権移転、一括方式の各案件については、会津坂下町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上、報告します。
議長	それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。 タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員として、10番 二瓶委員、2番 鈴木委員の2名を指名いたします。
議長	日程第2「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。第26回農業委員会総会は、本日一日限りとしたと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】

議長	異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。 議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1 件ごとに行います。
議長	日程第 3 報告第 26 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。本件は、自己所有の農地の一部を農機具の保管庫及び作業場として転用するものです。 施設の面積は 50 m²であることから当該届出を受理しました。
議長	事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。
議長	日程第 4 議案第 87 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。本件は農地の一部に対し使用貸借権の設定をするものです。既に公社を通した賃貸借契約を当該申請地番の一部で締結しており、その残りである当該申請地は自己管理しておりましたが、管理することが困難になったことから使用貸借権を設定したいというものです。 なお、当該申請地では、そばを作付けする予定です。
議長	本件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。
鈴木会長 職務代理者	それでは、暫時議長を交代いたします。 本件について、担当委員の調査報告を求めます。
3 番 渡部委員	被設定人へ 8 月 16 日電話にて申請地、契約期間、賃借料につ

	いて調査し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
鈴木会長 職務代理者	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	設定人の親族に確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
鈴木会長 職務代理者	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 1 番 鈴木委員の退場を命じます。 (鈴木委員退場)
鈴木会長 職務代理者	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
鈴木会長 職務代理者	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
鈴木会長 職務代理者	挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり許可することに決しました。
鈴木会長 職務代理者	1 番 鈴木委員の入場を認めます。 (鈴木委員入場)
鈴木会長 職務代理者	議長を交代いたします。
議長	議案第 88 号「現況確認証明について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	(事務局朗読) 1 号案件は、申請地の耕作条件が悪く、40 年以上耕作しておらず、

	原野化し今後も農地として利用することが困難であることから、非農地であると証明を求められた件です。当該地は、令和 7 年 4 月 21 日農業委員会総会議案第 74 号にて会津坂下町長より農振地域整備計画から除外することについて意見を求められた農地であり、令和 7 年 7 月 4 日に農振地域整備計画から除外されたことから、地目変更をするものです。 2 号案件は、申請地の耕作条件が悪く、長年耕作しておらず、現在では原野化、山林化しており、今後も農地としての利用が見込まれないため、非農地であると証明を求められた件です。 現地の写真についてはタブレットをご覧ください。
議長	1 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
川西地区 齋藤推進委員	1 号案件について調査の結果を報告します。8 月 8 日に事務局と共に現地を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。1 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	次に 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
高寺地区 藤川推進委員	2 号案件について調査の結果を報告します。8 月 8 日に事務局と共に現地を確認し、議案書に記載のとおり相違ありませんでした。
議長	質疑に入ります。2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。

	【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 2 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、2 号案件は原案のとおり非農地であると証明することに決しました。
議長	議案第 89 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。
事務局	（事務局朗読） 説明に移ります。1 号から 6 号は中間管理機構の特例事業による所有権移転です。 1 号は公社が川西地区の田 5,929 m²を 10a 当り 600,000 円で買入れ、2 号の川西地区の認定農業者へ売り渡します。 3 号は公社が広瀬地区の田 1,607 m²を 10a 当り 650,000 円で買入れ、4 号の広瀬地区の認定農業者へ売り渡します。 5 号は公社が八幡地区の田 5,380 m²を 10a 当り 600,000 円で買入れ、6 号の八幡地区の認定農業者へ売り渡します。
議長	所有権移転 1 号案件 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
2 番 鈴木委員	1 号案件 2 号案件について調査の結果を報告します。買手、売手へ 8 月 13 日電話にて議案書に記載のとおり相違ないことを確認しました。
議長	質疑に入ります。1 号案件 2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】

議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 1 号案件 2 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、1 号案件 2 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 3 号案件 4 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
10 番 二瓶委員	3 号案件の売手については、事務局が報告します。4 号案件買手へ 8 月 12 日電話にて議案書に記載のとおり相違ないことを確認しました。
議長	続いて事務局より報告を求めます。
事務局	3 号案件売手へ議案書に記載のとおり相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。3 号案件 4 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3 号案件 4 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《 挙手全員 》
議長	挙手全員であります。よって、3 号案件 4 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。

議長	次に 5 号案件 6 号案件については、私から調査報告をいたします。
1 番 鈴木委員	5 号案件については 8 月 12 日訪問にて、6 号案件については 8 月 14 日電話にて議案書に記載のとおり相違ないことを確認しました。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため八幡地区 桑原推進委員の退場を命じます。 (桑原推進委員退場)
議長	質疑に入ります。5 号案件 6 号案件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5 号案件 6 号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、5 号案件 6 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	八幡地区 桑原推進委員の入場を認めます。 (桑原推進委員入場)
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第 26 回農業委員会総会を閉会いたします。 大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年8月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員